

安全の手引き

2018年2月改訂

在シカゴ日本国総領事館

内 容

はじめに

I 最近の治安情勢

- 1 シカゴ市
- 2 シカゴ市近郊の町
- 3 管轄各州(全10州)

II 安全対策

- 1 安全対策の基本的な心構え
- 2 防犯のための具体的注意事項
- 3 交通事故対策
- 4 法律・習慣の違いによるトラブル

III テロ、大規模自然災害等緊急事態発生時の対応

- 1 在留届の提出
- 2 平素の準備
- 3 発生時の措置
- 4 テロ関係
- 5 オンライン安否照会システム
- 6 たびレジ
- 7 シカゴ地域緊急連絡先

別紙 緊急事態に備えてのチェックリスト

別表 管轄区域内主要都市の罪種別犯罪発生状況

～ はじめに ～

近年、海外に居住・渡航する日本人の増加に伴い、日本人の皆様が事件・事故や自然災害に巻き込まれるケースが後を絶ちません。犯罪や交通事故は日々発生しているほか、テロや巨大ハリケーンなど米国においても一度に多数の死傷者が出る事態が現に発生していることから、安全確保は海外で生活する誰もが検討しなければならない重要な課題です。

事件・事故等に巻き込まれないためには、日頃から安全情報に関心を持ち、地域の治安情勢を把握の上、安全対策の基本的な留意事項を守って行動することが大切です。

この手引きが、当館管轄区域内に居住する在留邦人の皆様の安全な海外生活の一助となれば幸いです。

I 最近の治安情勢

1 シカゴ市

米国連邦捜査局（FBI）が発表する統計によると、2017年上半期のシカゴ市における殺人事件は328件（2016年同時期323件）、強盗が5,385件（同5,164件）及び窃盗は29,423件（同28,077件）となり、いずれも増加しています。主要犯罪の発生件数は以下のとおりですが、治安は悪化しており、引き続き十分な注意が必要です。

地域的には、以前からシカゴ市南部及び西部の治安は劣悪なほか、中心部においても悪化傾向にあります。

シカゴ市内における主要犯罪(※)の発生数（増加率は概数）

罪種	2016年	2015年	増減率
【凶悪犯罪】			
殺人	765	478	+60%
強姦	1,589	1,432	+11%
強盗	11,957	9,649	+24%
傷害	15,815	13,104	+21%
【財産犯罪】			
侵入窃盗	14,258	13,151	+8%
窃盗	86,960	57,022	+53%
自動車窃盗など	11,473	10,222	+12%
【その他】			
放火	590	534	+10%

2 シカゴ市近郊の町

在留邦人が多数居住しているシャンバーグ、アーリントンハイツ、ホフマンエステーツ等のシカゴ市郊外の街の統計は、以下のとおりです。

主なシカゴ近郊の街の犯罪発生件数（2016年FBI統計）

名称	凶悪犯罪 (2016年)	〃 (2015年)	財産犯罪 (2016年)	〃 (2015年)
Arlington Heights	58	42	722	648
Buffalo Grove	13	2	208	234
Mount Prospect	26	37	565	502
Hoffman Estates	55	39	429	428
Palatine	37	36	600	603
Schaumburg	74	55	1,685	1,820
Evanston	130	131	1,671	1,815

注1:凶悪犯罪～殺人, 強姦, 強盗及び傷害

注2:財産犯罪～侵入盗, 窃盗及び乗り物盗

3 管轄各州（2016及び2015年FBI統計）

当館の管轄各州(全10州)の概要については、以下のとおりです。このほか、各州主要都市(在留邦人数が多い街)の犯罪統計は、別表(別ファイル)をご参照ください。



在シカゴ総領事館管轄州の犯罪種別と発生件数（出典：2016年 FBI 統計）

州	年	人口	凶悪犯罪合計	殺人	強姦	強姦	傷害	財産犯罪合計	侵入窃盗	窃盗	自動車窃盗
Illinois	2016	12,801,539	55,854	1,054	4,908	17,827	32,065	262,306	47,989	194,407	19,910
Indiana	2016	6,633,053	26,845	439	2,501	7,330	16,575	171,759	34,097	122,931	14,731
Wisconsin	2016	5,778,708	17,679	229	1,979	4,706	10,765	111,720	19,425	82,337	9,958
Iowa	2016	3,134,693	9,110	71	1,247	1,148	6,644	65,391	15,030	45,378	4,983
Kansas	2016	2,907,289	11,060	111	1,312	1,671	7,966	78,367	14,364	57,066	6,937
Minnesota	2016	5,519,952	13,394	101	2,348	3,728	7,217	117,756	18,606	90,422	8,728
Missouri	2016	6,093,000	31,644	537	2,554	6,570	21,983	170,549	31,710	120,544	18,295
Nebraska	2016	1,907,116	5,550	49	994	946	3,561	43,163	6,444	31,994	4,725
North Dakota	2016	757,952	1,903	15	342	181	1,365	17,402	3,243	12,195	1,964
South Dakota	2016	865,454	3,621	27	509	272	2,813	17,141	3,000	12,639	1,502

II 安全対策

1 安全対策の基本的な心構え

- (1) 自分と家族の安全は、まず自分たち自身で守るという意識を持つ。
- (2) 常に最悪の事態を想定して準備を行う。
- (3) 住居の安全を確保することは生活の基礎となるため、ホテル、住居選びは安全性を最優先する。
- (4) 普段から、隣人やコミュニティ等と良好な人間関係を築くように努め、情報交換を行う。
- (5) 新聞、テレビ、インターネット等により、現在どのような犯罪が発生しているのか治安情報の収集に努める。

※ 多くの自治体や警察署がホームページに犯罪情報や犯罪統計を掲載しています。お住まいの地域の自治体や警察署のホームページを是非一度確認して下さい。

公的機関のホームページ以外でも、「CRIMEMAPPING.COM」や「Crime Report」などのサイトでは、地図上で犯罪発生状況を確認することが出来ます。また、不動産会社のホームページなどにも犯罪情報が掲載されていることがあります。

【例：イリノイ州シャンバーグ警察による防犯情報】

シャンバーグ警察署のウェブサイト上には、同警察署管轄内で発生した犯罪情報や防犯上の注意事項に関するニュースレターが掲載されています。

◇ニュースレターの確認方法◇

- ① <http://ww.ci.schaumburg.il.us>を開く
- ② 上部のLearn Aboutから Public Safetyをクリック
- ③ 左側のCrime Prevention Newsletterをクリック

(6) 「安全のための3原則」

①目立たない：

場違いな服装、装飾品、高級車を避ける。カメラを首から下げたり、地図を広げて歩いたりして、いかにも旅行者という印象を与えない。また、高価なスマートフォンを無防備な状態で操作しない。

②行動を予知されない：

違う道、違う時間を選んで通勤する等、行動をパターン化しない。

③用心を怠らない：

慣れた頃が要注意！

2 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居の防犯対策

ア 居住地域の選定

一般的には、次のような地域の治安はあまりよくないことが多いので、注意してください。

- 昼間なのに、男達が仕事もしないでたむろしている。
- 商店の入口や窓が鉄格子で頑丈に守られている。
- 道路にゴミが散乱しており、壁に落書きが多い。

イ 家の選定

次のような家は防犯上弱いといえますので、注意してください。

- 表通りから見えない家。
- 塀や樹木等により外部からの死角が多い家。
- 夜間、周辺の照明が十分でなく、周囲が暗い家。
- アパート、マンションの場合、不審者が入ってこないよう、なるべく入口に警備員等がいる物件を探す。

ウ 平素の防犯措置

- 常に戸締りの確認をする習慣をつける。
- 家の鍵を植木鉢や玄関マットの下に置いたりしない。
- 出入口や窓は、可能であれば、複数の錠や鎖等で強化する。
- 来客があっても、すぐにドアを開けない。必ずのぞき穴から相手を確認する。子供にもその旨言い聞かせる。
- 玄関や庭先には、十分な照明を取り付ける。人や物の動きに反応するセンサー式ライトは防犯上有効。
- 不在家庭と悟られないように、夜間、タイマーにより家屋の照明を点灯させる等の工夫をする。
- 長期間留守にする際は、信用のおける近隣の人に注意を払ってもらおうようお願いする。また、新聞、郵便物の配達を中断する手続きをする。

(2) 外出時の防犯対策

ア 貴重品の管理

- 多額の現金は持ち歩かないようにする。
- 現金はできるだけ複数の財布やポケットに分散して持つ。
- 人前でむやみに財布や現金を手にししない。
- 旅券を所持する場合は、体から離さず、常に身に付けるようにする。
- ズボンの後ろポケットに入れた財布はスリの恰好の標的となるので、財布は前ポケット等にしまう。
- ポシェット、リュックサックなどは、気付かないうちに背後からナイフで切られることもあるので、貴重品は入れない。特に人混みの中では体の前に抱えるように所持する。

イ 移動時

- 深夜、早朝の一人歩きはできるだけ避ける。特に女性は注意。やむを得ず徒歩で外出する場合は、人通りの少ない所、街灯のない暗い所は通行しない。
- 犯罪が多発している地域にはたとえ昼間、車であっても近づかない。
- 知らない者が呼びかけてきたり、近づいてきたりした場合、たとえ一見親切そうな相手でも、警戒を怠らない。スリ集団は、呼びかけて注意を引く者、その隙にスリを行う者など任務分担して犯行に及ぶ。
- i Pod等を使用して音楽を聞きながら、あるいは携帯電話を使用して通話やメールしながら歩いているときには、周囲の状況がおろそかになり、気がついたときには強盗グループに囲まれたり、ひったくりに遭ったりすることがあるので、十分注意する。i Pod等のデジタルオーディオ機器やスマートフォンはオークション等で売れるため、強盗などに狙われやすいので注意が必要。

ウ レストラン、ホテル、空港等

- レストランや空港待合室など公共の場所では、たとえ短時間でも、荷物を床や机、椅子などに置いたまま席を離れない。
- ホテルのチェックイン等で手荷物を床等に置かざるを得ない場合は、知人に見張りを頼むか、両足で挟むようにする。
- ホテルで来客があっても、不用意にドアを開けず、必ずのぞき穴から相手を確認する。

エ 被害に遭ったときは

- 万が一、強盗に遭った場合は抵抗しない。また、ひったくりに遭った場合も引きずられる危険があるので、抵抗せず荷物から手を離す。犯人は狙った物はなんとしても盗んでいこうとするため、自分の身の安全を第一に考える。
- ジャケットの内ポケットから財布を取り出そうとする等、武器を取り出すと犯人に誤解されるような行動は取らず、現金の位置を示してゆっくり取り出す。
- 犯人の顔、人種、年齢、背丈、体格、髪型、服装、言動、車のナンバーなど可能な範囲で記憶し、警察に通報する。

(3) 自動車使用時の防犯対策

ア 運転中

- 危険地域を通過する際は、ドアロックを確認し、窓を閉め、中央寄りの車線を通行する。
- 見知らぬ者に停止を求められても、絶対に応じない。
- 自分の車に素性の分からない者の同乗を許可すること及び見知らぬ相手の車両に安易に同乗することは絶対に避ける。
- 信号待ち等で停車中も周囲の状況に注意する。信号待ち中に窓が開いている車を狙う強盗もいる。

イ 駐車の際

- 駐車する際は、できるだけ明るい場所を選び、人気のない暗い場所は避ける。可能であれば路上駐車を避け、係員がいる駐車場に駐車する。
- 車から離れる際は、貴重品はできるだけ携帯する。GPSナビゲーション等は、接続コードを含めて取り外しておく。
- やむを得ず車内に荷物を残しておく場合は、トランク内などの車外から見えない場所に移す。その際も、誰かに見られていないか用心する。
- パーキングメーターの支払い、ガソリンスタンドでの給油等、たとえ短時間の停車、駐車であっても、車から離れる場合は必ずドアをロックする。
- 車の乗り降りの際は、周囲に不審者がいないか確かめる。ドアを開けた瞬間を狙う強盗もいる。

(4) 最近増加している犯罪への対策

ア ID盗

米国ではクレジットカード及びデビットカードが広く普及しており、大変便利ですが、他方、カード情報がさまざまな手口で盗み出され、悪用されるID窃盗の被害が増加しています。こうした被害を防ぐためには、情報漏洩を未然に防ぐ対策を講じる必要があります。

- デビットカードやクレジットカードの暗証番号を設定する際は、容易に推測できるようなもの(誕生日、電話番号等)は避ける。
- フィッシング詐欺に注意し、電話やインターネットで個人情報を聞かれた場合は、安全性に確証が持てない限り、絶対に教えたり、入力したりしない。
- 郵便物を出すときは、郵便局等のポストを利用して確実に投函し、また、自宅の郵便受けから郵便物が盗まれないよう、鍵付きの郵便受けを使用する。
- レシート、銀行口座明細、クレジットカード明細、小切手等の個人情報が含まれた書類等を捨てるときは、復元できないように、細かく破るか、シュレッダーにかける。ゴミ箱をあさって、個人情報を盗んで転売する泥棒もいる。
- クレジットカードやデビットカードの明細は、こまめにチェックし、不正な利用がないか確認する。
- ソーシャル・セキュリティ・カードは、持ち歩かない。
- パソコンにはウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に保つ。
- インターネットを利用する際は、ファイアウォールを確実に有効にし、不正侵入されないようにする。
- 心当たりの無いメールに記載されたリンク先を開いたり、添付されたファイルを開いたり、プログラムをダウンロードしたりしない。
- パソコンを廃棄する場合、ハードディスク内の個人情報を完全に消去する。

イ 振り込め詐欺

日本では振り込め詐欺の被害が多発していますが、米国においても電話やインターネット、手紙を利用した様々な詐欺事件が発生していますので、ご注意ください。特によくあるまたは過去に起こった事案は次のとおりです。

【事案A】米国内歳入庁(IRS)詐欺

米国内歳入庁(IRS:The Internal Revenue Service)を騙った電話やメールによる詐欺事件は、全米各地で発生しており、社会保障番号や銀行の口座番号、クレジットカード番号などを聞き出したり、ありもしない税金の滞納分や罰金などをデビットカードや銀行送金で振り込ませて金を騙し取ったりします。

被害者が、個人情報提供や現金の振り込みを拒否しても、警察に通報すると脅したり、繰り返し電話をかけて信じ込ませようとしたりします。さらに、偽電話を補強するために詐欺グループが警察や陸運局を騙って電話をかけてきたりするケースもあります。

【事案B】知人を装った者からの旅先で盗難に遭ったとの相談

知人を装った犯人がメールで「旅先で盗難に遭い、所持金もクレジットカードも全てなくなった。代金をホテルに払わないとホテルから出してもらえず、このままでは飛行機に乗ることができないので助けて欲しい」等と申し立て、送金を要求する手口です。

犯人は、何らかの方法で第三者のメールアドレスを不正に取得し、それを悪用しているものと思われます。その不正取得したメールアドレス、あるいは送受信履歴を利用してメールを送付してくるため、一見して本当に知人からメールが来たかのように思われるので注意が必要です。

お金を要求してくる不審なメールが届いたときは、慌てて送金せず、落ち着いて以下のように対処して下さい。

- メールの体裁や言葉遣いが、普段のその人からのメールと比べて不自然な点がないか注意してよく読んでみる。
- メール送信元である知人の電話番号を知っている場合は、実際に本人に電話してみる。(メールを返信した場合、知人になりすました犯人がそれに呼応することがありますので、確認にはなりません。)
- 本人の電話番号がわからない、または電話しても連絡がとれない場合は、相手の職場等相手をよく知っている人に本当にその旅先に行っているか等を確認する。
- 同じ内容のメールが他の知人等に送信されていないか確認する。(アドレス帳を利用した一斉送信の場合は、他の知人にも同じ内容のメールが来ている可能性が高い。)

【事案C】遺産相続詐欺

英国等に実在する大手銀行のChief Financial Officerを名乗る者から、ビルマ(文面のまま。現在のミャンマー。)で亡くなった日本人一家(手紙の送付先と同じ名字)の遺産について、相続人が判明しなかったことから現在口座が凍結されており、あなたを遺産相続人として手続きを開始したいので、連絡いただきたいとの手紙が届き、相手方の要求に従って、相手に連絡を取った場合、遺産の現金化や海外送金の手数料、税金等の名目で多額の送金を求められ、送金後、全く相手方と連絡が取れなくなり、お金を騙し取られるという手口です。

犯人は、何らかの方法で入手した在留邦人の個人情報を基に、それらしく装った手紙を書いていると思われます。

万が一、このような手紙を受け取ったときは、不用意に対応することなく、詐欺の疑いがあるのではないかと冷静に考えることが重要です。例えば、これまでの事例では、大手銀行からの手紙であるにもかかわらず、会社名等が入ったレターヘッドが使用されておらず、また、封筒や紙は汎用品と思われるものが使用され、繰り返しコピーされたかのように印刷が非常に荒く、さらに相手のEメールアドレスのドメインがフリーメールのもの（@live.com）であるなど、不審な点があつていました。

3 交通事故対策

米国の年間交通事故死者数は日本の6倍以上であり、非常に多くの死亡事故が発生しています。死亡事故の30%以上が飲酒に起因していると言われています。

車社会の当地では、車の運転は生活にどうしても必要ですが、運転にはくれぐれもご注意下さい。

(1) 運転の際の留意事項

ア 日本との交通ルールの違いを理解する。例えば、米国においては多くの州で、赤信号においても、標識で禁止されている場合を除き、安全が確認できれば右折できる。

イ 速度の出し過ぎには十分に注意する。特に、高速道路では大型トラックが頻繁に通行しており、無理な追い越しは大きな危険を伴う。

ウ シートベルトを必ず着用する。万が一事故に遭った場合、シートベルトを着用していたか否かで、生存率が大きく異なる。

エ シカゴ市内における運転中の携帯電話の使用禁止

シカゴ市内では、911番などの緊急番号に通話中の者を除き、携帯電話を手に持って使用しながら運転することが禁止されている。通話する際は、安全な場所に停車して行う。どうしても運転中に電話に応答する必要があるときは、外部スピーカーやマイク付イヤホン等のハンズフリー機器を使用する。

オ イリノイ州における運転中の携帯電話メールの禁止

イリノイ州では、運転中の携帯電話メールが禁止されている。州当局は、運転中のメール操作は違法なだけでなく、危険であると警告している。

※ 米国においては、各州、各自治体で法律が異なるため、お住まいの地域で運転中の携帯電話の使用が禁止されているかどうかは確認していただく必要がありますが、禁止する法律の有無にかかわらず、運転中の携帯電話の使用はどうしても注意散漫になりやすいので、注意してください。

(2) 飲酒運転について

イリノイ州を含む米国のほとんどの州においては、21歳以上で血中アルコール濃度が0.08%以上(営業車の運転手は0.04%以上)の場合違反となっています。21歳未満は僅かな飲酒でも違反となります。また、16歳未満の未成年者が同乗している場合は悪質な飲酒運転と見なされます。さらに、イリノイ州においては、栓の開いたアルコール飲料を車両内に置いて運転した場合、たとえ飲酒していなくても、罰則は最高1,000ドルの罰金及び1年間の免許停止となっています。

「ある程度の飲酒は大丈夫」という認識は誤りです。たとえ、BAC検査値(血中アルコール値)が基準以下でも、正常な運転ができないと警察官に判断されれば検挙されます。

飲酒運転で検挙された場合、警察に逮捕・拘留され、免許停止、車両登録の禁止、罰金等非常に厳しい措置がとられます。このほか、裁判費用や自動車保険の保険料が跳ね上がる等、飲酒運転をしたがために被る精神的、金銭的不利益は大きく、さらに飲酒運転により、人身事故を起こした場合、取り返しのつかないこととなります。

酒気を帯びると正常な判断能力が低下することは科学的に立証されており、飲酒しての運転は非常に危険です。在留邦人の皆様にあつては、普段から安全運転に心掛けておられることと思いますが、改めて「飲んだら乗らない」を厳守し、飲酒運転を行わないようお願いいたします。

(3) 冬の運転の留意事項

ア 路面凍結時は、急ハンドル、急ブレーキ、急発進等、「急」の付く操作はしない。

イ 冬期から春先にかけて、道路にしみこんだ水の凍結が原因で道路がひび割れし、道路に大きな穴が空くことが多いので、道路状況をよく見て運転する。特に見通しの悪い夜間は要注意。

ウ 厳冬期に車が故障し、動けなくなると、凍死等生命の危険にさらされるおそれがあるため、携帯電話及び車載充電器を携行し、万が一に備える。また、燃料は常に半分以上入れておく。バッテリー上がりに備えて、ブースターケーブルを積載しておく。防寒着や毛布を積んでおくと、万が一のときに役に立つ。

エ ブリザードの予報が出たときは、ブリザードが到達する前に運転を終えられるよう、余裕を持って帰宅する。ブリザードに巻き込まれると、道路が閉鎖され、動けなくなる可能性がある。

(4) 交通事故発生時の措置

ア 負傷者がいるときは、911番に電話して救急車を呼ぶか、他の車を止める等して救急車に連絡してもらう。負傷者を動かせると判断できれば、安全な場所に避難させる。

イ 事故車両が交通の妨害になっている場合には、当事者同士が事故の場所を確認した上で、車を路肩側に移動させる。この際、双方の車両の位置と車の衝突個所に印を付けるか、写真撮影、スケッチ等をして現場の再現ができる措置をとる。ガソリンが漏れている等の危険な状況であれば、車両の移動はさせず、当事者全員が遠くに避難する。

ウ 目撃者がいれば確保しておく。

エ 911番に電話して警察に通報し、現場検証を依頼する。

オ 車のトランクを開け、事故車であることを他の車に分かるようにし、追突等の二次事故を防止する。

- カ 事故当事者同士は安全な場所に移動し、お互いに運転免許証や身分証明書等で相手の氏名、住所、電話番号、勤務先、車両登録番号、保険会社名、証券番号、保険会社の連絡先などをメモする。その際、相手の書類にサインしたり、自分の過失を認める言動をしたりしない。
- キ 保険会社に電話し、手続きについて指示を受ける。
- ク 警察官が到着後、当事者双方が現場検証に立ち会う。

(5) パトカーに停車を求められた場合

- ア 速やかに道路脇へ停車する。
- イ パトカーがあなたの車の後方で停車したときは、警察官が出てきてあなたに近づいてくるまで待つ。警察官は、まず車のナンバー等について警察署に報告等を行ってから出てくるため、数分から10分くらい待つ必要がある。その間、自分から車を出てパトカーに近づくことは警察官への敵対行為と見なされるおそれがある。
- ウ 武器を所持していると誤解されないように、両手はハンドルの上に置いたままにし、勝手にダッシュボードを開けたり、鞆を開いたりしない。
- エ 警察官の指示に従い、質問に対して協力的に対応する。

4 法律・習慣の違いによるトラブル

日本ではほとんど問題とならない行為でも、米国では犯罪として厳しい処罰の対象になることがあります。特に家族や子供に対する考え方が日米で大きく異なりますので、十分注意してください。

(1) 家庭内暴力 (Domestic Violence: DV)

- ア 夫婦喧嘩や親子喧嘩であっても、周囲に聞こえるような大声を上げたり、騒いだりすることは、隣家から家庭内暴力(ドメスティック・バイオレンス)と捉えられ警察に通報されることがあります。米国においては、家庭内暴力に対して日本と比較にならないほど厳しい施策がとられており、当事者双方の意思と関係なく、当事者が逮捕されることがあります。

- イ 被害に遭った場合、一番大切なのは、ご自身及び子供の身の安全です。被害を受けたときは、DV支援団体等に相談し、身の危険を感じたときは、躊躇することなく911番に電話し、警察を呼んでください。また、当館においても相談を受け付けていますので、一人で悩むことなく、お電話で結構ですので、総領事館にご相談ください。

自分ではDV被害に遭っているかどうかわからないという場合でも、配偶者や交際相手から身体的、精神的な暴力を受けたという方は、一度ご相談ください。もちろん、プライバシーには十分配慮いたします。匿名でも結構です。

- ウ 警察を呼んだ場合、通常、警察は仲裁等を行わず、現在そこにある危険を排除するため、加害者を逮捕、拘束します。その後、いつ釈放されるかは事案の内容によりますが、釈放後も、多くの場合は、裁判所から接近禁止令が出され、加害者は被害者に近づくことを禁止されます。配偶者や交際相手が逮捕されることに抵抗を感じ、警察への通報を躊躇される方もいるかもしれませんが、身を守るためには警察への通報が一番の方法です。また、DVを事件化することは、後に離婚、子の親権に関する裁判に発展した際に重要な要素となります。

エ 米国では、各地にDV支援団体があります。まずは、全米DVホットライン
(National Domestic Violence Hotline) 1-800-799-7233,
<http://www.thehotline.org/>

にアクセスして、最寄りの相談所、シェルターの紹介を受けることをお勧めします。同ホットラインでは、英語が堪能でない方のために外国語による相談も受け付けています。DV支援団体では、法的アドバイスを受けることや弁護士を紹介を受けることも可能です。

(2) 児童虐待について

ア 「児童虐待」に関する規定は各州によって異なりますが、イリノイ州では、6歳未満の子供を車両内に監護者なしで10分以上残すことは法律で禁止されています。6歳以上であっても、客観的にみて危険性があると判断される場合は、児童虐待等として警察に通報される場合があります。

イ イリノイ州をはじめ多くの州では、小さな子供を家に一人で残すことを法律で禁止しています。常識的に自分自身で適切な判断・行動ができる年齢までは親の保護が必要と考えられています。特に、14歳未満の子供を家に一人で残した際に、子供の身体や精神に危険が発生した場合は育児放棄または児童虐待の容疑がかけられることがあります。子供を一人で留守番させることができる目安は、どのような事態が発生しても子供自身の判断で身を守る、保護を求める等適切な行動をとることができることです。911番への通報や警察官、その他の人に対して英語で適切な対応ができることは最低条件といえます。

ウ 上記以外にも、公衆の面前で子供に対して大声を出すなど過度と捉えられるしかり方は虐待行為と見なされ、また、たとえ子供が小さくても父親が娘と一緒に入浴したり、入浴中の写真を撮ったりすることは性的虐待行為としてそれぞれ処罰の対象となる可能性があります。

(3) 子の親権問題

子供がいる家庭において、DV被害から身を守るため、あるいは婚姻生活が破綻したため、子供を連れて日本に帰ろうと思う方もいるかもしれませんが、米国においては、他の親権者の同意なく子供を国外へ連れ出すことは誘拐罪や子の親権妨害罪等に問われ、逮捕されることがあります。

実際に邦人が逮捕されたケースも発生していますので、この点十分にご留意ください。子供を連れて日本に帰ることを希望する場合は、まず弁護士等に相談してください。

(4) 少年夜間外出禁止令

米国の多くの都市では、少年夜間外出禁止令(Curfew)が制定されており、一定の年齢未満の少年が、規制された時間帯に保護者(保護者に託された者を含む)が同伴せず外出していた場合、違反となります。また、事情を知らず少年を外出させていた保護者も違反となります。

違反者には罰金(シカゴでは500ドル以下)、または社会奉仕、あるいは、その両方が課されます。一年間に3回違反すると、1,500ドル以下の罰金、または、社会奉仕、あるいはその両方が課されるというシカゴのように、違反が重なると厳罰となる場合もあります。夜間は昼間に比べて犯罪が多発しており、少年が犯罪に巻き込まれる可能性が非常に高いので、外出禁止令の有無に関わらず、お子様達を単独で外出させないようにご注意ください。

規制時間帯は都市によって異なりますので、詳しくはお住まいの町の条例をご確認ください。

Ⅲ テロ、大規模自然災害等緊急事態発生時の対応

米国において緊急事態として予想されるものには、テロ、ハリケーン、竜巻、集中豪雨、ブリザードなどがありますが、これらに対する皆さんの安全対策は万全でしょうか。身近な犯罪には安全対策を講じていても、自然災害への対応は十分でないこともあります。自然災害は全く予想できないこともありますので、日頃からその対応策を考えておく必要があります。

1 在留届の提出

(1) 在留届とは

海外に3か月以上滞在される方は、滞在先を管轄する在外公館(大使館、総領事館)に在留届を提出することが旅券法により義務づけられています。当館管轄区域にお住まいで、まだ在留届を提出されていない方は、提出をお願いします。

(2) 在留届のメリット

在留届が提出してあれば、大規模自然災害等の緊急事態が発生した際、在外公館が在留届の内容を基に皆様方に緊急メール等で連絡を行い、各種情報の提供や皆様の安否確認を行うことができます。一方、在留届の提出のない方については、当館で所在を把握できないため、当館からの連絡や情報提供が困難になります。

(3) 当館メールマガジン

在留届提出の際、メールアドレスを当館にお届けいただくと、当館より当地で生活する上で有益と思われる安全情報や領事関連情報、広報・文化行事関連情報、経済情勢等の各種情報を掲載したメールマガジンを配信致します。(不定期配信。詳細は当館ホームページをご覧ください。)

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/indexjp.html>

(4) 変更届

既に当館に在留届を提出されている方で、住所、電話番号、メールアドレス等の記載事項に変更がある場合は変更届の提出をお願い致します。また、帰国等、当地から転出される場合は、必ず転出届の提出をお願いします。

(5) 提出方法

在留届及び変更届の用紙に記入の上、当館領事窓口に提出していただくか、または郵送、FAXで当館宛に送付して提出することもできます。用紙は当館領事窓口に備え付けてあります。遠方の方は連絡を頂ければ郵送致しますし、領事出張サービスを利用して提出することもできます。用紙は当館ホームページからもダウンロードできます。

その他、外務省の「在留届電子届出システム(ORRnet)」を利用し、インターネットを通じて提出することも可能です。(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)
詳しくは、当館ホームページをご覧ください。

2 平素の準備

- (1) 家庭や職場などで、自然災害等の緊急事態が発生した場合の集合場所を予め決めておく。場所は2ヶ所決めます。一つは家のすぐ近く。もう一つは近所の建物、例えば図書館やコミュニティーセンター、教会などです。
- (2) 自宅付近の病院、最寄り警察署、総領事館等の所在地、連絡先を予め確認(リスト化)しておく。
- (3) 緊急事態発生時に家族がばらばらになってしまったときのために、家族のメンバーが電話できる州外の友人または親類を決めておく。市内回線がつかない場合は、遠距離電話の方がつながりやすいこともある。
- (4) 家庭や職場などで、テロ・自然災害等の緊急事態を想定した訓練を実施する。
- (5) 災害時必需品の準備(別紙チェックリスト参照)

3 発生時の措置

- (1) 避難の指示が出された場合には、直ちに指示に従う。
- (2) 沈着冷静な行動を心がける。根拠のない「噂」に惑わされない。
- (3) 群集心理に影響されない行動をとるように注意する。
- (4) 暴動等が発生した場合、暴徒には近寄らないように注意する。
- (5) ラジオ、テレビ、インターネット等から情報入手に努める。

4 テロ関係

(1) テロ情勢

米国務省は、米国民及び米国権益を対象としたテロ攻撃や反米暴力活動の脅威は依然として存在するとして警告を発しています。シカゴ市は、高層ビルが建ち並ぶ全米第3位の都市であり、当地治安当局では、シカゴ市がテロの攻撃の対象となる可能性は非常に高いと認識しています。

更に、ISIL等の国際テロ組織が日本人を標的にすると表明したことにより、在留邦人・日系企業等が直接テロの標的となる可能性もあります。

(2) テロ対策

ア 外務省「海外安全ホームページ(<http://ww.anzen.mofa.go.jp/>)」や当地のテレビ、ラジオ、新聞等の関連記事に関心を持ち、常に最新の関連情報の入手に努める。

イ 空港、駅、政府施設、スタジアム、アリーナ等、テロの標的となる可能性のある施設には、用事がないときにはできるだけ近付かない。訪れた際は、周囲の状況その他の動向を観察して、不審者や不審物件等の危険な兆候がないか注意する。

ウ 不審者や不審物件を見かけたときは、直ちに911番に電話し、警察に通報する。

5 オンライン安否照会システム

(1) オンライン安否照会システムとは

「オンライン安否照会システム」とは、海外で大規模な災害・事件が発生して邦人が多数巻き込まれる可能性がある場合に、外務省の海外安全ホームページ上で安否照会を本邦及び海外の照会者が依頼することができるシステムです。照会者は、受付の際に与えられる受付番号とパスワードにより、その後いつでも、外務省や在外公館が実施する安否確認の結果や情報の更新を同ホームページ上で確認することができます。

(2) オンライン安否照会システムの利用方法

本システムは、大規模な緊急事態が発生した際にのみ外務省の海外安全ホームページ上に立ち上げられ、利用が可能となります。平時はホームページ上に利用案内のみが掲載されています。

災害・事故が比較的小規模な場合は、これまで同様、安否照会は海外邦人安全課(誘拐・テロの場合は邦人テロ対策室)で受け付けます。なお、本システムは、災害・事件の発生から1か月を経過した時期を目処に閉鎖することになります。引き続き、安否の確認が必要な場合は、外務省海外邦人安全課等が直接の窓口となります。

原則として、安否照会の対象は日本人です。また、混乱を避けるため、照会者は被照会者の二親等以内の親族に限定させていただきます。なお、利用料金は無料です。詳しい利用方法は外務省海外安全ホームページをご覧ください。

「海外安全ホームページ(<http://ww.anzen.mofa.go.jp/>)」

6 たびレジ

(1) たびレジとは

たびレジは、3ヶ月未満の期間で海外旅行や海外出張される方が、旅行日程・滞在先・

連絡先などを登録することで、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などを受け取ることができるシステムです。情報を受け取るメールの宛先として、ご自身のアドレス以外にご家族や職場のアドレスも登録できます。

(2) たびレジの登録方法

外務省のホームページから簡単に登録することができます。詳しくはホームページをご覧ください。(<https://ww.ezairyu.mofa.go.jp/>)

日本から海外へ行かれる方だけでなく、在留邦人の方も、当館管轄区域外へ短期の旅行や出張をされる際には、ぜひ登録してください。

7 シカゴ地域緊急連絡先

●在シカゴ日本国総領事館

737 N Michigan Ave. Chicago, IL 60611 U.S.A.

Tel: 1-312-280-0400 (24時間対応)

Fax: 1-312-280-9568

ホームページ: <http://ww.chicago.us.emb-japan.go.jp/indexjp.html>

●警察, 救急, 消防: 911

●警察: 緊急時以外

シカゴ市警察: 312-744-4000

シャンバーグ警察: 847-895-4500

アーリントンハイツ警察: 847-368-5300

ホフマンエステイツ警察: 847-781-2800

●緊急事態

イリノイ州非常事態庁 (IEMA): <http://ww.state.il.us/iema/index.asp>

連邦緊急事態管理庁 (FEMA): <http://ww.fema.gov/>

国土安全保障省: <http://ww.ready.gov/>

●外務省

海外安全ホームページ: <http://ww.anzen.mofa.go.jp>

緊急事態に備えてのチェックリスト

1 旅券

- 6か月以上の残存有効期間があるか
- 最終ページの「所持人記載欄」は記載しているか
- 血液型を記載しているか
- その他の写真付きIDはあるか

2 現金等

- 現金
- 貴金属
- 貯金通帳, 有価証券
- クレジットカード

3 自動車

- 整備されているか (特にバッテリー)
- ガソリンは3分の2以上あるか
- 車内に, 懐中電灯, 地図等は備えているか

4 携行品

- 衣類, 着替え(長袖, 長ズボン, 吸湿性, 耐暑性及び耐寒性に富むもの)
- 履き物 (靴底が厚く頑丈なもの)
- 洗面用具(タオル, 歯磨きセット, 石けん等)
- ラジオ, 携帯電話, 充電器, 電池(多量)
- ライター, マッチ, ろうそく, 固形燃料
- ナイフ, 缶切り, 栓抜き, 簡易軽量食器, 割り箸
- 毛布, 寝袋, 雨具

5 非常用食料

- 保存食(米, 調味料, 缶詰類, インスタント食品, 粉ミルク等)
- ミネラルウォーター(目安:1人1日当たり1ガロン)
- 家族全員で1週間分が確保されているか

6 医薬品

- 家庭用常備薬・常用薬, 外傷薬, 消毒薬, 包帯・絆創膏